

学校保健安全法に基づく医療費の交付申請について

1 対象者

就学援助の認定を受け、毎年学校で実施される定期健康診断の結果、次の学校病が見つかり、その治療を学校長に指示された児童・生徒。

- ①トラコーマ ②結膜炎 ③白癬・疥癬・膿痂疹 ④中耳炎 ⑤慢性副鼻腔炎 ⑥アデノイド
⑦う歯（むし歯：保険診療の対象となる治療範囲） ⑧寄生虫病（虫卵含有を含む）

*注意事項

- ・上記以外の病気は医療券の交付対象となりません。
- ・受診前に医療券の発行を受け、受診の際に保険証とともに、医療機関の窓口へ提示してください。
- ・医療券の発行を受けずに、又は学校への相談なしに治療された場合等は、原則、医療費の援助を受けられないのでご注意ください。
- ・定期健康診断で治療勧告を受けた病気が治癒するまで医療券を交付しますが、治癒後、同じ病気になられましても交付対象とはなりません。

2 医療券の申請手続き

学校で行われる健康診断等において、治療の必要があると認められた場合、学校長を通して申請するようにしてください。

3 医療券申請の受付期間

就学援助の認定を受けた方において、学校での健康診断等を経たうえでの申請となります。詳しくは学校までお問い合わせください。

4 医療費の援助制度について

- ・援助費は申請によって、1ヶ月分ごとに発行します。
*翌月に継続した場合、翌月分は翌月の初日から発行。月の初日が休日の場合は、前日の金曜日に発行。
- ・医療機関には継続的に通院して治療に専念し、間を空けないでください。
- ・この医療券を医療機関に提示して治療を受けることによって、その月の医療費の一部が援助されます。
- ・医療券の交付を受けずに受診されますと、医療費は自己負担となりますので、ご了承願います。
- ・平成24年度より小学1年生から中学3年生までの児童生徒全てがマル福の対象になります。マル福受給者証を使って受診した場合は、就学援助による医療費の支給対象にはなりませんのでご了承ください。

○問い合わせ先○
桜川市教育委員会
学校教育課 総務グループ
〒300-4495 桜川市真壁町飯塚 911
TEL0296-55-1198（直通）